

改正

平成20年3月28日告示第58号
平成22年3月26日告示第65号
平成26年5月30日告示第117号
平成28年5月31日告示第121号
平成29年5月31日告示第104号

須坂市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、昭和56年5月31日以前に着工された既存木造住宅又は避難施設の所有者が、耐震診断を実施することにより、耐震改修の実施を促進し、もって地震による当該住宅の倒壊の被害の防止を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号)に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 木造在来工法の住宅(店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)

イ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(3) 避難施設 須坂市地域防災計画に指定した避難施設で、国、県及び市の所有する建築物以外の建築物

(4) 耐震診断士 長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(5) 総合評点 既存木造住宅又は木造の避難施設における耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので別表の区分によるものをいう。

(事業内容)

第3 耐震診断は、既存木造住宅又は避難施設の所有者から耐震性能を向上させるための耐震改修工事の実施の希望があった場合、耐震診断士を派遣し行うものとする。この場合において、既存木造住宅にあつては、耐震診断士が長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、地震に対する安全性を評価するものとする。

第4 第3第1項の耐震診断については、全部又は一部を委託することができる。

(派遣の申請)

第5 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、須坂市耐震診断申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断士の派遣の決定)

第6 市長は、第5に規定する須坂市耐震診断申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定する。

(耐震診断士の派遣通知)

第7 市長は、第6の規定により耐震診断士の派遣の可否を決定したときは、申請者に須坂市耐震診断士派遣可否決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による耐震診断士の派遣に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第8 耐震診断申請者は、事情により耐震診断を中止し、又は延期するときは、速やかに須坂市耐震診断中止等申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

（耐震診断士の派遣の取消し）

第9 市長は、耐震診断士の派遣の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断士の派遣を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正行為により耐震診断士の派遣決定通知を受けたとき。

（2）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（診断費用の請求）

第10 市長は、第9の規定による耐震診断士の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断を実施しているときは、派遣申請者に対して、期限を定めて、その耐震診断に要した費用の支払いを命じるものとする。

（耐震診断申請者に対する指導）

第11 市長は、耐震診断申請者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（補則）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日告示第58号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第65号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日告示第117号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日告示第121号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月31日告示第104号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2関係）

| 総合評点 | 判定 |
|------------|------------------|
| 1.5以上 | 安全と思われれます。 |
| 1.0以上1.5未満 | 一応安全と思われれます。 |
| 0.7以上1.0未満 | やや危険です。 |
| 0.7未満 | 倒壊又は大破壊の危険があります。 |

須坂市耐震診断申請書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

申請者 住 所

氏 名

印

電 話

須坂市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱第5の規定により、耐震診断の申請をします。

なお、対象建築物の建築年を確認するため、固定資産課税台帳を閲覧することについて同意します。

記

1 建築物の種類 既存木造住宅 ・ 避難施設

2 建築物の概要

(1) 所在地 須坂市

(2) 建設時期 年 月

須坂市耐震診断士派遣可否決定通知書

須坂市指令 第 号

(令 達 先)

年 月 日付けで申請のありました耐震診断について、下記のとおり決定しましたので、須坂市住宅・建築物耐震診断事業実施要綱第7第1項の規定により通知します。

年 月 日

須坂市長

印

1 建築物の種類 既存木造住宅 ・ 避難施設

2 耐震診断士の派遣の可否

派遣する (耐震診断実施予定 年度)

※ただし、耐震診断詳細については、後日耐震診断士より連絡があります。

派遣しない

3 派遣しない理由

須坂市耐震診断中止等申請書

年 月 日

(あて先) 須坂市長

申請者 住 所

氏 名 印

電 話

年 月 日付けで須坂市耐震診断士派遣決定通知のありました耐震診断士派遣について、
下記のとおり変更したいので、申請します。

記

| | |
|--------|---------------------|
| 建築物の種類 | 既存木造住宅 ・ 避難施設 |
| 変更の内容 | 中止 ・ 延期 (再開 年 月 日頃) |
| 変更の理由 | |

※ 建築物の種類及び変更の内容については、該当するものに○をしてください。